

物価高騰対策給付金 (3万円/1世帯)のご案内

- 物価高騰対策給付金 **(1世帯あたり3万円)** は、食料品価格などの価格高騰の影響が大きい住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
なお、対象世帯に18歳以下の児童がいる場合は、別途子ども加算（児童一人あたり2万円の給付）が後日実施されます。

支給対象世帯

令和6年12月13日時点において中央市に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和6年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
※住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象外

申請の有無 ※世帯の状況により異なります。

①令和6年度物価高騰
対応重点支援給付金を
世帯主の本人名義で受
給した世帯

② ①以外の世帯や世
帯員の状況が変わった
など支給要件の確認が
必要な世帯

令和6年1月2日以降
に中央市へ転入した方
もしくは未申告の方が
いる世帯

給付金のお知らせ
が届きます
(原則手続き不要)
※振込口座に変更があ
る場合を除く

確認書が届きます
(要返送)
返送・申請期限
令和7年6月30日必着

申請が必要です
(要返送)
返送・申請期限
令和7年6月30日必着

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

詳しくは裏面「Ⅲ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金を世帯主の本人名義で受給した世帯

- 4月上旬以降に給付金のおしらせが届きます。
- 振込先の口座等に変更がなければ、手続きは必要ありません。
- 振込先口座の変更等をご希望の場合は、ご連絡ください。

II I以外の世帯や、世帯員の状況が変わったなど支給要件の確認が必要な世帯

- 対象となる世帯には、中央市から、給付内容や確認事項が書かれた支給要件確認書が届きます。

- 中身を確認して、中央市福祉課に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



III 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合等、中央市で令和6年度の課税状況が確認できない世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 対象となりうる世帯に、申請書（請求書）が届きます。
- 申請書に必要事項を記入して、**非課税証明書などの添付書類とともに**中央市福祉課窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方への支給について

・配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難している方は、一定の要件を満たしている場合、給付金をご自身が受給できます。手続きが必要となりますので、該当する方はお問合せください。

申請期限 令和7年6月30日（月）必着



! 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

お問い合わせ

中央市役所 福祉部 福祉課 ☎ **055-274-8544**
受付時間 平日 8:30~17:15